昭27. 2. 4.

官報

主要目次

政令
○鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令　五三
○鹿児島県大島郡十島村に関する通貨、預金、債権等の管理の経過措置等に関する政令　五三
告示
○町村警察の廃止（愛知県守山町等）　五四
○地方競馬を行うことのできる村指定（新潟県大島村）　五四
○同右（香川県弦打村）　五四
○開北九無線局の周波数等変更　五四
○無線局免許　五七
○下関信用金庫第三回えびす定期預金の細目等　六四
○第二回澁谷信用金庫割増金附定期預金の細目等　六四
○ベニシリン基準の一部改正　六五
○営林署の名称、位置及び管轄区域の指定に関する件の一部改正　六六
○勝瓜口土地改良区からの理事の氏名及び住所の届出　六七
○輸入に関する事項の公表（第六回）　六七
○運輸審議会の決定（大阪港港湾区域の認可について）　六七
○無効になつた船舶検査証書　六八
○新潟統制無線中継所設置等　六八
○国道改築工事を終了した区間　六八

政令

鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年二月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第十三号

鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第一項前段及び第五項の規定に基き、この政令を制定する。

1　鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及びこれに基く命令を適用する。この場合において、この政令施行の際現にその区域に適用されている法令の規定によりその区域に置かれている村は、その区域をもつて、地方自治法の規定による鹿児島県大島郡十島村となるものとする。

2　前項の規定により十島村となる従前の村にこの政令施行の際現に属している財産の処置については、鹿児島県知事が定める。

3　第一項の規定により十島村となる従前の村の議会の議員、村長、助役その他の職員のうち地方自治法の規定による職員に相当する者でこの政令施行の際現にその職にある者は、それぞれ地方自治法の規定による十島村の相当の職員となるものとする。この場合において、従前の規定により任期の定のある職員については、従前の規定による任期にかかわらず、地方自治法の定めるところによる。但し、その任期は、従前の規定によりその者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

4　第一項の規定により十島村となる従前の村の条例、規則及びその他の規程でこの政令施行の際現に効力を有するものは、法令又は鹿児島県の条例に違反しないものに限り、地方自治法及びこれに基く命令中の相当規定による十島村の条例、規則及びその他の規程となるものとする。

5　前二項に定めるものを除く外、従前第一項に規定する区域に適用されていた法令で地方自治法及びこれに基く命令に相当するものによつてした手続その他の行為は、地方自治法及びこれに基く命令中の相当規定によつてした手続その他の行為とみなす。

附　則

1　この政令は、昭和二十七年二月十日から施行する。

2　この政令施行に伴う従前の鹿児島県大島郡十島村についての地方自治法第三条第三項並びに第七条第一項、第四項及び第五項の規定による処分その他の手続並びに本則第二項の規定による鹿児島県知事の処置のために必要な準備手続は、この政令が施行される日以前においても行うことができる。

内閣総理大臣　吉田　茂

鹿児島県大島郡十島村に関する通貨、預金、債権等の管理の経過措置等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年二月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第十四号

鹿児島県大島郡十島村に関する通貨、預金、債権等の管理の経過措置等に関する政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第一項前段及び第五項の規定に基き、この政令を制定する。

（定義）

第一條　この政令又はこの政令に基く命令の適用を齊一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一　「下七島」とは、鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口の島を含む。）をいう。

二　「本邦通貨」とは、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）、貨幣法（明治三十年法律第十六号）及び臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）により発行され、現に流通している銀行券、貨幣、臨時補助貨幣及び小額紙幣をいう。

三　「B号軍票」とは、琉球諸島民政府が北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む。）において発行し、同地域において流通しているB号円表示軍票をいう。

四　「B号円」とは、B号軍票に表示されている円をいう。

五　「預金等」とは、預金、貯金その他これらに準ずるものをいう。

六　「債権」とは、一切の取引又は行為に因り生ずる金銭債権で、預金等に因り生ずる債権以外のものをいう。

（B号軍票の交換）

第二條　下七島にある者は、大蔵省令で定める手続により、下七島において所持するB号軍票を、昭和二十七年二月十一日から同月十八日までの間に、下七島にある郵政官署に提出して本邦通貨と交換しなければならない。

2　前項の交換期間については、大蔵省令で定めるところにより、昭和二十七年三月三十一日までの間を限り、その特例を設けることができる。

（交換事務）

第三條　郵政官署は、前條第一項の規定によるB号軍票と本邦通貨との交換事務を取り扱うものとする。

2　郵政大臣は、前項の規定による交換のための現金交付については、郵政官署の出納官吏又は出納員をしてその保管に係る現金を繰り替え使用させることができる。

3　第一項の交換のための現金の交付及びその補てん金の受入は、歳入歳出外として取り扱うものとする。

（預金等の切替）

第四條　下七島にある郵政官署その他預金等の受入をする機関に対するB号円をもつて表示される預金等で、昭和二十一年二月一日以後に預入さ

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭27.2.4. 第7520号

れたものは、昭和二十七年二月十一日において、日本円をもつて表示される預金等に切り替えられるものとする。

2 下七島にある郵政官署その他預金等の受入をする機関に対する預金等で、昭和二十一年一月三十一日以前に預入されたものは、郵政官署については郵政大臣、郵政官署以外の預金等の受入をする機関(以下「金融機関」という。)については大蔵大臣の指定する日まで、その拂いもどしがされないものとする。

(債権の切替)

第五條 下七島にある者の間のB号円をもつて表示される債権で、下七島において決済されるものは、昭和二十七年二月十一日において、日本円をもつて表示される債権に切り替えられるものとする。

(交換及び切替の比率)

第六條 第二條第一項、第四條第一項及び前條の交換及び切替の比率は、B号円一円につき日本円三円とする。

(報告)

第七條 下七島にある金融機関は、大蔵省令で定める手続により、その預入を受けた第四條第一項に規定する預金等及び北緯二十九度以南の南西諸島にある郵政官署又は金融機関に対するその預金等の昭和二十七年二月十日現在における残高を、大蔵大臣に報告しなければならない。

(外国為替及び外国貿易管理法等の適用)

第八條 左に掲げる法律及びこれに基く命令は、昭和二十七年二月十一日から下七島に適用する。

一 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)

二 関税法(明治三十二年法律第六十一号)

三 とん税法(明治三十二年法律第八十八号)

四 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)

五 日本銀行法

六 通貨及び証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)

七 貨幣法

八 外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)

九 紙幣類似証券取締法(明治三十九年法律第五十一号)

十 臨時通貨法

十一 補助貨幣損傷等取締法(昭和二十二年法律第百四十八号)

十二 小額紙幣整理法(昭和二十三年法律第四十二号)

(B号軍票による支拂等)

第九條 下七島にある者は、下七島内においてするB号軍票による支拂若しくは支拂の受領又はこれに伴う行為若しくは取引について、昭和二十七年二月十一日から同月十八日までの間、外国為替及び外国貿易管理法に基く命令の規定による許可又は承認を受けることを要しない。但し、大蔵省令で定める場合においては、その期間の延長が認められるものとする。

(関税定率法の一部を改正する法律の規定の読替)

第十條 関税定率法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百十号)附則第四項の規定中「北緯三十度以南」とあるのは、昭和二十七年二月十一日以後は、「北緯二十九度以南」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
通商産業大臣 高橋龍太郎
郵政大臣 佐藤 栄作

告 示

◎総理府告示第十六号

町村警察の廃止

警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)第四十條の三第六項により警察を維持しないことに決定した旨、報告のあつた町村は次のとおりである。

昭和二十七年二月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

愛知県
東春日井郡
守山町

大阪府
南河内郡
国分町

◎地方財政委員会告示第二号

競馬法(昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号)第一條第一項第二号の規定により、地方競馬を行うことのできる村を次のように指定する。

昭和二十七年二月四日

地方財政委員会委員長 野村 秀雄

◎地方財政委員会告示第三号

競馬法(昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号)第一條第一項第二号の規定により、地方競馬を行うことのできる村を次のように指定する。

昭和二十七年二月四日

地方財政委員会委員長 野村 秀雄

香川県香川郡弦打村

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 小名浜、江名の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第七開運丸(主たる停泊港 江名)
九 呼出符号及び呼出名称 JGNP よしだだいなかいうんまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振
	一、五八〇kc	
	一、六八〇kc	
	一、六〇〇kc	
	一、六二〇kc	
	一、九〇〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
A三	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十三号

第七万勢丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十月三十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七五八四号
二 免許人の氏名 加沢万五郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 小名浜、江名の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第七万勢丸(主たる停泊港 江名)
九 呼出符号及び呼出名称 JNHW だいしちまんせいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調
	一、五八〇kc	
	一、六八〇kc	
	一、六〇〇kc	
	一、六二〇kc	
	一、九〇〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
A三	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十一号

開北丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七四四一号
二 免許人の名称 青森県
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業の指導に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 八戸漁業指導海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業の指導及び船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 開北丸(主たる停泊港 八戸)
九 呼出符号 JHPL

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調
	一、五八〇kc	
	一、六八〇kc	
	一、六〇〇kc	
	一、六二〇kc	
	一、九〇〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十二号

第七開運丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年八月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七五二四号
二 免許人の氏名 吉田徳太郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 八坂丸(主たる停泊港 江名)
九 呼出名称 やさかまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、四四〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調
	一、五四〇kc	
	一、五五〇kc	
	一、六五〇kc	
	一、六八〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
A三	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十四号

八坂丸無線局の免許人は、昭和二十六年五月四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七一〇九号
二 免許人の氏名 近藤国彌
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 八坂丸(主たる停泊港 江名)
九 呼出名称 やさかまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調 二〇W
	二、五四五kc	
	二、六五〇kc	
	二、七八五kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十五号

第五鳥海丸無線局の呼出符号は、昭和二十六年四月九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年三月六日 第七一三一号
二 免許人の氏名 鳥谷部運太郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 鰺ヶ沢、八戸の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和三十一年三月五日
八 設置場所 第五鳥海丸(主たる停泊港 青森)
九 呼出符号及び呼出名称 JRVB だいごてうかいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調
	一、五八〇kc	
	一、六八〇kc	
	一、六〇〇kc	
	一、六二〇kc	
	一、九〇〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
A三	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十六号

第第一、第二装置 終段抑制格子変調

第一、第二装置	A一	水晶発振
	A二	
	A三	
第一、第二装置	A一	終段抑制格子変調
	A二	
	A三	

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調
	一、五八〇kc	
	一、六八〇kc	
	一、六〇〇kc	
	一、六二〇kc	
	一、九〇〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
A三	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調
	一、五八〇kc	
	一、六八〇kc	
	一、六〇〇kc	
	一、六二〇kc	
	一、九〇〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十七号

第七開運丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年八月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七五二四号
二 免許人の氏名 吉田徳太郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 八坂丸(主たる停泊港 江名)
九 呼出名称 やさかまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、四四〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調 二〇W
	一、五四五kc	
	一、六五〇kc	
	一、七八五kc	
A三	二、四四〇kc	
	二、五四五kc	
	二、六五〇kc	
	二、七八五kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第三百六十八号

第第一、第二装置 終段抑制格子変調

第一、第二装置	A一	水晶発振
	A二	
	A三	
第一、第二装置	A一	終段抑制格子変調
	A二	
	A三	

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調
	一、五八〇kc	
	一、六八〇kc	
	一、六〇〇kc	
	一、六二〇kc	
	一、九〇〇kc	
	二、〇五〇kc	
	二、〇五五kc	
	二、七五〇kc	
A一	三、〇五〇kc	
	三、七〇〇kc	
A三	二、九五〇kc	
	二、七五〇kc	

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第三百六十六号

成運丸無線局の通信の相手方は、昭和二十六年八月九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五二〇号

二　免許人の氏名　深村成市

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　成運丸(主たる停泊港　渡波)

九　呼出符号及び呼出名称　JDWR　せいうんまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五、四二五、五〇〇、五八〇、六二〇、九五〇、一一〇、一一〇、一一

昭27.2.4.

第7520号

◉電波監理委員会告示第三百八十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　宮安　謙次

昭和二十七年二月四日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第七五八六号
二　免許人の氏名　斎藤幸一
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　海上保安庁所属八戸海岸局、同所属船舶局
五　無線通信の相手方　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
六　無線通信の事項　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JEOS（じゅんしせんはつかり）
十　設置場所　はつかり（主たる停泊港　八戸）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十三号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五〇四号
二　免許人の氏名　若山田太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業通信、船舶の航行に関する事項
五　無線通信の相手方　漁業組合、船舶の航行に関する事項
六　無線通信の事項　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JNXC（じぇいえぬえっくすしー）
十　設置場所　第八有漁丸（主たる停泊港　室戸）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十四号

はつかり無線局の呼出名称は、昭和二十六年六月二十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七三七九号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種類　船舶局
四　無線通信の相手方　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
六　無線設備の設置場所　はつかり（主たる停泊港　八戸）
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JEOS（じゅんしせんはつかり）
十　設置場所　はつかり（主たる停泊港　八戸）
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

第7520号　58

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百七十四号

別日丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百七十五号

第五栄洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年一月四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五〇一号
二　免許人の氏名　村山辰次郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　だいごえいようまる
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百七十六号

第七二七八無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百七十七号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五〇四号
二　免許人の氏名　若山田太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　漁業組合、船舶の航行に関する事項
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JNXC（じぇいえぬえっくすしー）
十　設置場所　第八有漁丸（主たる停泊港　室戸）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十五号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七三七九号
二　免許人の氏名　船舶局
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　海上保安庁所属八戸海岸局、同所属船舶局
六　無線通信の事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JEOS（じゅんしせんはつかり）
十　設置場所　はつかり（主たる停泊港　八戸）
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十六号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十七号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　宮安　謙次

昭和二十七年二月四日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第七五八九号
二　免許人の氏名　斎藤幸一
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
六　無線通信の事項　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JEOS（じゅんしせんはつかり）
十　設置場所　はつかり（主たる停泊港　八戸）
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十九号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百三十号の無線局の船名は、昭和二十六年七月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

第八項中「第十一栄黒丸」を「第三栄海丸」に改める。

◉電波監理委員会告示第三百八十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　宮安　謙次

昭和二十七年二月四日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十二日　第四二九〇号
二　免許人の氏名　山根幸造
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　漁業組合、船舶の航行に関する事項、漁業通信
六　無線通信の事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月十一日

◉電波監理委員会告示第三百八十三号

昭和二十七年電波監理委員会告示第千九百三十八号の無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年四月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

第八項中「第十一栄黒丸」を「第六栄海丸」に改める。

常時呼出名称「だいじゅういちえいこくまる」を「だいろくえいこくまる」に改める。

◉電波監理委員会告示第三百八十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百三十六号の無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年七月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

第八項中「（主たる停泊港　殿原）」を「（主たる停泊港　門司）」に改める。

◉電波監理委員会告示第三百八十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百三十号の無線局の船名は、昭和二十六年七月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

第八項中「第十一栄黒丸」を「第三栄海丸」に改める。

◉電波監理委員会告示第三百八十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　宮安　謙次

昭和二十七年二月四日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十二日　第四二九〇号
二　免許人の氏名　山根幸造
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　漁業組合、船舶の航行に関する事項、漁業通信
六　無線通信の事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月十一日

◉電波監理委員会告示第三百八十三号

昭和二十七年電波監理委員会告示第千九百三十八号の無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年四月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

第八項中「第十一栄黒丸」を「第六栄海丸」に改める。

常時呼出名称「だいじゅういちえいこくまる」を「だいろくえいこくまる」に改める。

◉電波監理委員会告示第三百八十四号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十五号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十六号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十七号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五〇四号
二　免許人の氏名　若山田太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　漁業組合、船舶の航行に関する事項
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JNXC（じぇいえぬえっくすしー）
十　設置場所　第八有漁丸（主たる停泊港　室戸）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　宮安　謙次

昭和二十七年二月四日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第七五八九号
二　免許人の氏名　斎藤幸一
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
六　無線通信の事項　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JEOS（じゅんしせんはつかり）
十　設置場所　はつかり（主たる停泊港　八戸）
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十九号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百三十九号の無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年四月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

第八項中「第十一栄黒丸」を「第六栄海丸」に改める。

常時呼出名称「だいじゅういちえいこくまる」を「だいろくえいこくまる」に改める。

◉電波監理委員会告示第三百九十二号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十三号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十四号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十五号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十六号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十七号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十八号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十九号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百一号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百二号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百三号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百四号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百五号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百六号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百七号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百八号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百九号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十一号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十二号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十三号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十四号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十五号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十六号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二七八号
二　免許人の氏名　坂本長太郎
三　無線局の種類　船舶局
四　無線設備の設置場所　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　無線通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　無線通信の事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
九　呼出符号及び呼出名称　JDSI（じぇいでぃーえすあいー）
十　設置場所　第五栄洋丸（主たる停泊港　江名）
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十七号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、二、六、二、〇　kc
二、七、四、四、〇　kc
八、五、〇　kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第四百十八号

第七七二号無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長

◉電波監理委員会告示第三百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十八日　第四二八九号
二　免許人の名称　美川巾着網実行組合
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月十七日
八　設置場所　第一美川丸(主たる停泊港　関門港下関区)
九　呼出名称　だいいちみかわまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(二、四四〇kc　二、四五〇kc　二、五四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段陽極変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月八日　第四二九一号
二　免許人の名称　株式会社那須商店
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月七日
八　設置場所　第三十一進漁丸(主たる停泊港　関門港下関区)
九　呼出名称　だいさんじゅういちしんりようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(二、六一〇kc　二、六二〇kc　二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十七日　第六五九〇号
二　免許人の氏名　井筒健二郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十日
八　設置場所　第八白鷗丸(主たる停泊港　館浦)
九　呼出名称　だいはちはくおうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十八日　第六五九六号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月一日
八　設置場所　第二新洋丸(主たる停泊港　長崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JADO　だいにしんようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三　(一、五八〇kc　一、六一〇kc　一、九三〇kc)　水晶発振　A一、A三　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十一日　第五一八四号
二　免許人の名称　旭洋水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十日
八　設置場所　第一旭洋丸(主たる停泊港　室戸岬)
九　呼出名称　だいいちきよくようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十一日　第五一八四号
二　免許人の名称　旭洋水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十日
八　設置場所　第一旭洋丸(主たる停泊港　室戸岬)
九　呼出名称　だいいちきよくようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三　(一、五八〇kc　一、六一〇kc　一、九三〇kc)　水晶発振　第一、第二装置主発振　A一、A二　第一、第二装置リングル変調　A三　終段抑制格子変調　A一、A二　但し、一、八、二、三五〇kc　A三　一〇W　四〇W
A一　(五、五一〇kc　五、五七〇kc　八、二二五kc)
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百八十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十二日　第五一八五号
二　免許人の氏名　清水作市
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十一日
八　設置場所　第一金比羅丸(主たる停泊港　室戸岬)

九　呼出名称　しみずだいいちこんぴらまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六二〇kc　一、九五五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第六五六三号
二　免許人の氏名　松本徳重
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎県無線漁業協同組合所属漁業用海岸局、境漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十日
八　設置場所　第八白鷗丸(主たる停泊港　館浦)
九　呼出名称　だいはちはくおうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二日　第六五九六号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月一日
八　設置場所　第二新洋丸(主たる停泊港　長崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JADO　だいにしんようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三　(一、五八〇kc　一、六一〇kc　一、九三〇kc)　水晶発振　A一、A三　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十七日　第七五八六号
二　免許人の氏名　白土常吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月十六日
八　設置場所　第五三宝丸(主たる停泊港　小名浜)
九　呼出名称　だいごさんぽうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六二〇kc　一、九五五kc　二、三五四kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段陽極変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二日　第六五九五号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月一日
八　設置場所　第一新洋丸(主たる停泊港　長崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JIUG　だいいちしんようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三　(一、五八〇kc　一、六一〇kc　一、九三〇kc)　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第三百九十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十六日　第七五九〇号
二　免許人の氏名　阿部鶴雄
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十五日
但し、無線電信については無期限

十九　八　設　置　場　所　第二金比羅丸（主たる停泊港　石巻）
　　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　J H C C　だいにこんぴらまる

十　七　免　許　の　有　効　期　限　昭和二十八年五月三十一日
　　但し、無線電信については無期限

十　六　通　信　事　項　海運業務に関する事項

十　五　通　信　の　相　手　方　地方電気通信局、日豊海運株式会社所属船舶局

十　四　無　線　局　の　目　的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

十　三　無　線　局　の　種　別　船舶局

十　二　免　許　人　の　名　称　日豊海運株式会社

十　一　免　許　の　年　月　日　及　び　番　号　昭和二十六年九月八日　第三二九四号

◎電波監理委員会告示第四百号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十五日　第三四二八号
二　免　許　人　の　名　称　第一汽船株式会社
三　無　線　局　の　種　別　船舶局
四　無　線　局　の　目　的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通　信　の　相　手　方　地方電気通信局、第一汽船株式会社所属船舶局
六　通　信　事　項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免　許　の　有　効　期　限　無期限
八　設　置　場　所　りばぷーる丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼　出　符　号　JCHW
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置	A一	水晶発振 ルックス変調 五W
補助装置	A一、A二	水晶発振 ルックス変調 五W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◎電波監理委員会告示第四百号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十五日　第三四二八号
二　免　許　人　の　名　称　第一汽船株式会社
三　無　線　局　の　種　別　船舶局
四　無　線　局　の　目　的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通　信　の　相　手　方　地方電気通信局、第一汽船株式会社所属船舶局
六　通　信　事　項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免　許　の　有　効　期　限　無期限
八　設　置　場　所　第二金比羅丸（主たる停泊港　石巻）
九　呼　出　符　号　JHCC　だいにこんぴらまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置	A一、A二	水晶発振 ルックス変調 五W
補助装置	A一、A二	水晶発振 ルックス変調 五W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◎電波監理委員会告示第四百号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十日　第三五二八号
二　免　許　人　の　名　称　第一汽船株式会社
三　無　線　局　の　種　別　船舶局
四　無　線　局　の　目　的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通　信　の　相　手　方　地方電気通信局、第一汽船株式会社所属船舶局
六　通　信　事　項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免　許　の　有　効　期　限　無期限
八　設　置　場　所　りばぷーる丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼　出　符　号　JCHW
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置	A一、A二	水晶発振 ルックス変調 自励発振 二W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◎電波監理委員会告示第四百号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十日　第三五二九

◉大蔵省告示第百九十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、下関信用金庫第三回えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　下関信用金庫第三回えびす定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月五日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	四
三等	三〇〇	二〇
四等	一〇〇	二〇〇
五等	四五	四〇〇
六等	二〇	一九、三七四
計		二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第二回澁谷信用金庫割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第二回澁谷信用金庫割増金附定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月五日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	一
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	二〇〇
四等	五〇	四〇〇
五等	二〇	一九、三八八
計		二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、徳山信用金庫割増金附第六回壽定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　徳山信用金庫割増金附第六回壽定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月七日から同年四月四日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権七千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	七
二等	四〇〇	二八
三等	七〇	七〇
四等	四〇	一四〇
五等	二〇	六、七五四
計		七、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、滋賀銀行第十三回福壽定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　滋賀銀行第十三回福壽定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月八日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特賞は、十組につき一本とし、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一五〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇、〇〇〇	五
二等	一〇、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	一〇〇
四等	五〇〇	二、〇〇〇
五等	五〇	二〇、〇〇〇
六等	三〇	七七、八八四
七等	二〇	一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年四月八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十七日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、石信割増金附平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　石信割増金附平和定期貯金

二　條　件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口五百円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月五日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	一〇〇	一〇
四等	三〇	一〇〇
五等	一五	八八七
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十七日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、田鶴浜町農協初穂定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　田鶴浜町農協初穂定期貯金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月七日から同月二十九日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	九
四等	一〇〇	三〇
五等	五〇	九〇
六等	一八	二、八六七
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、茨木信用組合第五回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　茨木信用組合第五回割増金附定期貯金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月七日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一
二等	五〇〇	三
三等	四〇	九〇
四等	二〇	二、九〇五
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、浜松信用金庫第一回割増金附大黒定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年二月四日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　浜松信用金庫第一回割増金附大黒定期積金

二　條　件

㈠契約期間　一年

㈡給付金額　一口一万二千円

㈢掛金の金額及び回数　千円　十二回

㈣抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。

第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月五日から同年三月三十一日まで。

四　割増金

抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	四
三等	一〇〇	三〇〇
計		三〇五

㈡第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	二〇〇	八八九
四等	一三〇	一、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十八年二月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十八年二月十六日

◉厚生省告示第二十三号

ペニシリン基準（昭和二十五年十二月厚生省告示第三百号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日

厚生大臣　吉武　恵市

目次Ⅵの中「（ペニシリンカルシウム軟膏、結晶ペニシリン軟膏）」を「（ペニシリンカルシウム軟膏）、結晶ペニシリンナトリウム軟膏、結晶ペニシリンカリウム軟膏、結晶ペニシリンGナトリウム軟膏、結晶ペニシリンGカリウム軟膏）」に改める。

同Ⅵの中「結晶ペニシリン歯科用円錐」の次に「結晶ペニシリンG歯科用円錐」を加える。

同Ⅷの中「（ペニシリンナトリウム醗坐薬、ペニシリンカリウム、ペニシリンカルシウム、一結晶ペニシリン）」を「（ペニシリンナトリウム醗坐薬、ペニシリンカリウム醗坐薬、ペニシリンカルシウム醗坐薬）、結晶ペニシリンナトリウム醗坐薬、結晶ペニシリンカリウム醗坐薬、結晶ペニシリンGナトリウム醗坐薬、結晶ペニシリンGカリウム醗坐薬）」に改める。

同Ⅷの中「水性プロカインペニシリン」の次に「（水性結晶プロカインペニシリン、水性結晶プロカインペニシリンG）」を加える。

同Ⅷの中「ペニシリントローチ」の次に「プロカインペニシリンGトローチ」を加える。

同XIVの中「（複合油性ペニシリン）」の次に「油性プロカインペニシリンG—結晶ペニシリンG（複合油性ペニシリンG）」を加える。

同XVの中「（複合水性ペニシリン）」の次に「水性プロカインペニシリンG—緩衝結晶ペニシリンG（複合水性ペニシリンG）」を加える。

同XⅧの中「結晶ペニシリン錠—緩衝錠」を「結晶ペニシリン錠(結晶ペニシリン錠、結晶ペニシリンG錠)」に改める。

Ⅱ.8.(b)の中「包装する場合には容量約22ccの無色透明のガラス容器」を「包装する場合には無色透明のガラス容器」に、「国際単位を含有し、容量5～10ccの容器に密封しなければならない。」を「国際単位を含有し、密封しなければならない。」に改める。

Ⅱ.8.(c)の中「5)mg当り単位数」を「5)結晶ペニシリン以外の場合にはmg当りの単位数」に改め、10)の項の次に「11)日本薬局方による「無菌操作法調製」という記載」を加える。

Ⅳ.3を次のように改める。

Ⅳ. 3 プロカインペニシリン—

(a) 貯法、有効期間

常温に保存して差支えなく、検定合格の日から18ヵ月以内に使用しなければならない。

(b) 容量

Ⅱ. 8.(b)に同じ。

(c) 標示

Ⅱ. 8.(c)に同じ。但しⅡ. 8.(c). 9)を除く。

(d) 使用書

Ⅱ. 8.(d)に同じ。

Ⅴ. 3.(c)の中6)を削り、7)を「6)この製造番号の製品を作るに用いた分散剤又は硬化剤の名称」に改め、8)を7)とし、以下順次1号ずつ繰り上げ、10)(iii)中「内容が1回投与用の容器に包装されたときは」を「容器が熔封されたアンプルであるときは」に改める。

Ⅵ. 1の題名を「ペニシリン軟膏(ペニシリンカルシウム軟膏)結晶ペニシリン軟膏(結晶ペニシリンナトリウム軟膏、結晶ペニシリンカリウム軟膏、結晶ペニシリンGナトリウム軟膏、結晶ペニシリンGカリウム軟膏)」に改める。

Ⅵ. 1.(a)の中「結晶ペニシリンカリウム」の次に「結晶ペニシリンGナトリウム、結晶ペニシリンGカリウム」を加える。

Ⅵ. 3.(a)の中「常温に保存して差支えなく」の次に「検定合格の日から12ヵ月以内に用いなければならない。」を加え、「15°C以下に保存しなければならない。検定合格の」を「15°C以下に保存して、検定合格の」に改める。

Ⅵ. 3.(b)の中「5g充塡以下の容器でなくてはならない。」の次に「この軟膏を病院用又は獣医師用に限る場合には容量50～500gの日本薬局方の定める気密容器を使用することができる。」を加える。

Ⅵ. 3.(c)の中「5)1容器中のペニシリン総単位数及び軟膏の総重量」を「5)1容器中の軟膏の総重量」に、「8)次の注意事項を記載のこと。

(i)「医師、歯科医師又は獣医師の処方せん又は指示によつてを使用すること」

(ii)「注射を禁ず」」

「8)病院用又は獣医師用として包装された場合には「病院用又は獣医師用に限る」という記載」に改め、9)を削る。

Ⅵ.3.(d)を次のように改める。

(d) 使用書

使用書には、次の事項を記載しなければならない。

1) 製法の概要
2) 適応症及び使用法
3) 禁忌
4) 貯法及び有効期間
5) 病院用又は獣医師用として包装された場合には「開封後1ヵ月以内に使用すること。」という記載

Ⅶ.1の題名の中「結晶ペニシリン歯科用円錐」の次に「結晶ペニシリンG歯科用円錐」を加える。

Ⅶ.1.(a)の中「結晶ペニシリンカリウム」の次に「結晶ペニシリンGナトリウム、結晶ペニシリンGカリウム」を加える。

Ⅶ.3.(c).5)の中「円錐中の」を「ペニシリンカルシウムを使用した場合は円錐中の」に改める。

Ⅷ.1の題名の中「結晶ペニシリンカリウム膣坐薬)」の次に「結晶ペニシリンGナトリウム膣坐薬、結晶ペニシリンGカリウム膣坐薬)—」を加える。

Ⅷ.1.(a)の中「100,000国際単位」を「50,000国際単位」に改める。

Ⅷ.3.(a)を次のように改める。

(a) 貯蔵法、有効期間

結晶ペニシリン膣坐薬は常温に保存して差支えなく、その他は15°c以下に保存して、検定合格の日から12ヵ月以内に使用しなければならない。

Ⅷ.3.(c)の中、4を「坐薬1個中に含有するペニシリンの単位数」に、5)を「1容器中の坐薬の数」に改め、9)を削る。

Ⅸ.1.(a)の中「含湿度は1%以下であること。」の次に「g当りの生菌数は50以下であること。」を加える。

Ⅸ.3.(c)の中、7)を削り、8)を7)とし、9)を8)とする。

Ⅺ.1.(a)の中「g当りの生菌数は50以下であること。」を削る。

Ⅻ.1の題名の中「水性プロカインペニシリン」の次に「水性結晶プロカインペニシリン、水性結晶プロカインペニシリンG)」を加える。

Ⅻ.3.(c)の中、5)、6)、7)を削り、8)を5)とし以下順次3号ずつ繰り上げる。

XII.3.(d).7)の中「用いた懸濁剤」を「用いた緩衝剤、懸濁剤」に改める。

XIII. 1の題名の中「プロカインペニシリントローチ」の次にプロカインペニシリンGトローチ」を加える。

XIII. 3.(C)の中7)を削り、8)を7)とし、以下順次1号ずつ繰り上げる。

XIV. 1の題名の中「結晶ペニシリン(結晶ペニシリンナトリウム、結晶ペニシリンカリウム、結晶ペニシリンGナトリウム又は結晶ペニシリンGカリウム」を「油性プロカインペニシリンG—結晶ペニシリンG(複合油性ペニシリンG)」に改める。

XIV. 2及びXIV. 3の中「油性プロカインペニシリン—結晶ペニシリン(複合油性ペニシリン)」の次に「油性プロカインペニシリンG—結晶ペニシリンG(複合油性ペニシリンG)」を加える。

XIV. 3.(C)の中「6)プロカインペニシリン及び結晶ペニシリン1mg当りの単位数及び後者では塩の種類」を「6)結晶ペニシリンの塩の種類」に改め、「7)分散剤又は硬化剤を使用するときはその名称と含量」の「と含量」を削る。

XVIの題名の中「緩衝結晶ペニシリン(緩衝結晶ペニシリンナトリウム、緩衝結晶ペニシリンカリウム、緩衝結晶ペニシリンGナトリウム、緩衝結晶ペニシリンGカリウム」を「水性プロカインペニシリンG—緩衝結晶ペニシリンG(複合水性ペニシリンG」に改める。

XVIII.1の中「結晶ペニシリン錠—緩衝錠(結晶ペニシリン錠—緩衝錠、結晶ペニシリンG錠—緩衝錠)—本質、効力、品質及び純度の標準

結晶ペニシリン錠—緩衝錠とは、結晶ペニシリン錠と緩衝錠とを組み合せたものである。

結晶ペニシリン錠は、結晶ペニシリン又は結晶ペニシリンGの成型した易溶性錠剤である。錠剤には稀釈剤、結合剤、滑剤、着色剤又は矯味料を加えてはならない。」を「結晶ペニシリン錠(結晶ペニシリン錠、結晶ペニシリンG錠)—本質、効力、品質及び純度の標準

結晶ペニシリン錠は、結晶ペニシリン又は結晶ペニシリンGの成型した易溶性錠剤であり、稀釈剤、結合剤、滑剤又は矯味料を加えてはならない。」に改め、「生菌数はg当り50以下であること。」の次に「結晶ペニシリン錠はこのまま用いることもできるが、緩衝錠を添付することができる。」を加え、「緩衝錠は」を「添付される緩衝錠は」に、「脂肪酸のナトリウム塩の錠剤である」を「脂肪酸のナトリウム塩を1種又は2種以上混合したものの錠剤である。」に、「製剤の際」を「緩衝錠は製錠の際」に、「矯味料を1種又は2種以上加えてもよい。」を「矯味料を加えてもよい。」に改める。

XVIII.2. XVIII.3及びXVIII.3.(a)の中「結晶ペニシリン錠—緩衝錠」を「結晶ペニシリン錠」に改める。

XVIII.3.(c)の中1)、8)及び10)をそれぞれ次のように改める。

1) 製剤名(緩衝錠を添付した場合は「緩衝錠添付」と記載すること。)

8) 「注意—注射を禁ずる」緩衝錠を添付した場合は「結晶ペニシリン錠と添付の緩衝錠とを同時に服用すること」という記載

10) 緩衝錠を添付した場合は1容器中の緩衝錠の数及び名緩衝錠の成分と量

◎農林省告示第四十一号

昭和二十七年農林省告示第二百三十二号(農林省の所管の位置及び管轄区域の指定に関する件)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月四日

農林大臣　古川　弘雄

農林省の所管の位置及び管轄区域の表中「鳴門村」を「鳴門町」に改める。

「上音良師村」を「上音良師町」に改める。

北見営林局の部、留辺蘂営林署の管轄区域の欄中「留辺蘂町(佐呂間川流域ヲ除ク)」を「留辺蘂町(佐呂間川流域ヲ除ク)」に改め、佐呂間営林署の管轄区域の欄中「佐呂間村(床丹ヲ除ク)」を「佐呂間村(床丹ヲ除ク)、若佐村、遠軽営林署の管轄区域の欄中「紋別郡」、「湧別村」を「常呂郡、生田原村、上湧別村、下湧別村、佐呂間村、内田茶原村、上湧別村、下湧別村、秋田営林局の部、秋田営林署の管轄区域の欄中「天王村」を「天王町」に改める。

前橋営林局の部、浜江営林署の管轄区域の欄中「長塚村」を「前橋営林署の管轄区域の欄中「新山町」を「櫻葉町」に改める。

名古屋営林局の部、岡崎営林署の管轄区域の欄中「金沢村、賀茂村」を「金沢村、賀茂村」に、「半田市一円」を「半田市一円」に、「姜崎村」を「姜崎村、知多市」に改める。

高知営林局の部、清水営林署の管轄区域の欄中「宿毛村」を「大方町」に改める。

◎農林省告示第四十二号

勝浦郡小口土地改良区から理事の氏名及び住所につき次のとおり届出があつた百九十五号)第十八条第十項及び第百二十四条の規定により告示する。

昭和二十七年二月四日

農林大臣　広川　弘禅

所属	氏名
住職	永盛　信
館林市大字中	広瀬　富二
田村郡大字若	川又真一郎
旅館業	野沢　準一
五木村大字柳	仙波清太郎
九州産業株式会社	小倉　文司
九州産業株式会社	野沢　嘉六
九州産業株式会社	田上　昇

◎運輸省告示第二十四号

輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第二条の規定により、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十七年二月二十五日から適用する。

昭和二十七年二月四日

通商産業大臣　高橋龍太郎

輸入公表(第六回)

商品番号	品目	決済通貨または決済勘定	輸入限度(米弗)	担保の金額に対する比率(%)	外貨資金割当の明示	銀行域内開設	銀行域内締切
	在日外国人用品	米ドル、スターリング、アルゼンチン清算勘定、フランス連合清算勘定、仏領ニューカレドニア清算勘定、オランダ清算勘定、台湾清算勘定、イツ連邦清算勘定	800,000	1%	要	2月18日	3月31日

その他の事項

1 米ドルを決済通貨とし、中国およびソビエト連邦を船積地域として貨物を輸入する場合は、Back to Back L/C または Escrow L/C によつて決済しなければならない。

2 ウルグアイを原産地とする貨物を輸入することはできない。

3 この公表における「在日外国人用品」とは、下記品目以外の生活用品および事務用品をいう。

イ 外貨予算に掲上されている品目(バナナ以外の生鮮果実、かん詰果実、チーズ、脱脂ミルク、医薬品、時計、ラジオ、電気器具、光学機械、テープレコーダー、家庭用ミシン、金銭登録器および計算器を除く。)

ロ 麦粉類、ガソリン、美術工芸品、書画骨とう、貴金属地金、皮革、毛皮および動物

◎運輸省告示第二十八号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会令(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十条の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年二月四日

運輸大臣　村上　義一

大阪港港湾区域の認可について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第二百五十七号

昭和二十六年十二月十一日

運輸審議会会長　木村　隆親

運輸大臣山崎　猛殿

答申書

大阪港の港湾区域の認可について

昭和二十六年十二月十三日付港管第二二一七号をもつて諮問のあつた大阪港の予定港湾区域については、十二月二十日東京において調査会を開催し、関係者の出席を得て聞いた審議の結果次のとおり答申する。

主文

大阪市長申請の左記予定港湾区域は、認可することが妥当であると認める。

1 新淀川口左岸津波堤突端から二百二十度に引いた線、大和川下流河川敷堤防とから二百七十度に引いた線及び敷地によつて囲まれた海面並びに本港区域線と大阪市、堺市の境界線との間の海面

2 津川大浪橋、尼崎川岩崎橋、安治川新淀川橋各下流の河川水面

理由

1 申請者大阪市は明治三十年以来大阪港の水域、外かく、けい留、臨港客船、旅行補助、荷さばき、旅客、倉庫及び船舶補給の港湾施設を設置し、その維持管理の費用を負担して現在に及んでいる。港湾法の施行によつて、同法に準じて大阪港を開発、利用及び管理してゆくために、昭和二十六年一月三十一日大阪市会の議決を経て、翌二月一日大阪市長が港湾法第三十三条に基き、大阪市自ら同港の港湾管理者になろうとする旨、その予定港湾区域及び他の関係地方公共団体から意見を申し出るべき期間(昭和二十六年三月一日まで)を公告し、右に対し二月二十七日付で大阪府知事から協議したい旨の申し出があつたが、大阪府会は昭和二十六年三月十九日大阪港の港湾管理者を大阪市とすることを議決した。また大阪市の港湾管理者、その港湾区域及びこれの管理運営について、昭和二十六年十二月十七日協定が成立した。申請の予定港湾区域は、この協定による区域であり、その線面は、大阪市が先に公告したところと、現在の字句を異にしてはいるが、実質上同者は合致しているのである。

したがつて、大阪市が、自ら管理し、申請した予定港湾区域の港湾管理者となることは、港湾法上適法である。

11 河川法第二條第一項の規定による河川の区域については、港湾法第四條第五項の規定によつて処理すべきものであるが、本申請の予定港湾区域に含まれるそれぞれの河川区域について、既に、前記の大阪府知事と大阪市長との協定において意見が一致しており、またその協定の趣旨及び河川を円滑にするための具体的事項についても、大阪府主未部長と大阪市港湾局長との間に昭和二十六年十二月十七日付申合事項として協議決調ついていることが、聞合における関係者の諒解によつて、確認された。

三 大阪港における貨物は、その数量の伸びが、河川区域で取り扱われしたがつて河川区域は港湾運営上きわめて重要な地位を占めている。申請の予定港湾区域には、河川法適用の各河川の下流から第一の橋までの水面を含んでいるから、経済的に一体の港湾として管理するために必要な最小限度の区域であり、また当該予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害しないものと認められるから、港湾法第四條第六項前段の港湾に適合している。

四 申請の予定港湾区域は、港域法に定める区域としても定められるべき区域をこえないものであるから、港湾法第四條第六項後段の規定にかんがみつている。

昭27. 2. 4. 第7520号

◉運輸省告示第二十九号

次の船舶検査証書は、滅失したので無効となつたから船舶安全法施行規則（昭和九年逓信省令第四号）第百三十九條の規定により告示する。

昭和二十七年二月四日

運輸大臣　村上　義一

一　証書の番号及び証書を発給した管海官庁　第六〇六七〇号　東海海運局
二　証書の種類　漁船検査証書
三　船種、船名及び船舶番号　帆船一号三善丸　第六〇六七〇号
四　所有者の氏名又は名称　小野　善助
五　証書の有効期間　昭和二十三年六月十二日から昭和二十七年六月十一日まで

一　証書の番号及び証書を発給した管海官庁　第七号　上保安部　鹿児島海
二　証書の種類　乙種船舶検査証書
三　船種、船名及び船舶番号　汽船第三大盛丸　第六五三五七号
四　所有者の氏名又は名称　佐々木盛蔵
五　証書の有効期間　昭和二十五年四月八日から昭和二十九年四月七日まで

一　証書の番号及び証書を発給した管海官庁　第一四号　海上保安部　鹿児島
二　証書の種類　乙種船舶検査証書
三　船種、船名及び船舶番号　汽船第五姫戸丸　第三七五二八号
四　所有者の氏名又は名称　鹿児島県鹿児島郡西桜島村
五　証書の有効期間　昭和二十六年五月二日から昭和三十年五月一日まで

一　証書の番号及び証書を発給した管海官庁　第一三六号　海上保安部　門司
二　証書の種類　漁船検査証書
三　船種、船名及び船舶番号　汽船第一天洋丸　第五八九七〇号
四　所有者の氏名又は名称　天洋水産株式会社
五　証書の有効期間　昭和二十五年七月二十一日から昭和二十九年七月二十日まで

一　証書の番号及び証書を発給した管海官庁　第五五号　上保安部　門司
二　証書の種類　漁船検査証書
三　船種、船名及び船舶番号　汽船第七進漁丸　第六四一三二号
四　所有者の氏名又は名称　那須　金市
五　証書の有効期間　昭和二十五年八月二十三日から昭和二十七年八月二十二日まで

一　証書の番号及び証書を発給した管海官庁　第八五号　上保安部　小樽海
二　証書の種類　漁船検査証書
三　船種、船名及び船舶番号　汽船第十八梅丸　第三〇四五一号
四　所有者の氏名又は名称　日東水産株式会社
五　証書の有効期間　昭和二十六年九月八日から昭和二十八年九月七日まで

◉電気通信省告示第三十六号

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第二十七條第四項の規定に基き、昭和二十七年二月一日から、次の地方電気通信取扱局を設置し、又は廃止した。但し、廃止した地方電気通信取扱局の事務は、下記の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十七年二月四日

電気通信大臣　佐藤　栄作

一　設置

名称	位置	所管通信局
地方電気通信取扱局	新潟市	新潟統制無線中継所

二　廃止

名称	位置	承継局
新潟無線中継所	新潟市	新潟統制無線中継所

◉道路設置告示第百十一号

道路法第二十條第二項の規定により本大臣において国道改築工事を終了した区間は次の通りである。

昭和二十七年二月四日

建設大臣　野田　卯一

国道線名	工事終了区間	工事終了期日
一	自静岡県沼津市錦町一三九の二　至〃富士郡元吉原村東柏原新田	昭和二十六年八月三十一日
一	自〃庵原郡袖師町大字横砂字川原一二六一の一　至〃大字西久保松原二四五の八	〃五月十五日
一	自〃島田市御仮屋八七九六番地　至〃稲荷町三九七五の一	〃六月三十日
一	自〃小笠郡西山口村大字薗ヶ谷字下川原六四四の一　至〃掛川町大池一〇五一の四	〃七月十五日
一	自〃磐田郡田原村大字西島字堂西一番地　至〃大字三ヶ野字海道上六四三番地の三	〃四月三十日
一	自〃磐田市見付字横町三〇七番地　至〃磐田郡井通村大字小立野字森西二八九番地の一	〃六月三十日
一	自〃浜名郡新居町大字新居字関門跡三三七九番地の三　至〃愛知県豊橋市岩屋町	〃四月三十日
一	自〃岡崎市八帖町大通り一九番地　至〃碧海郡矢作町大字宇頭	〃九月三十日
一	自〃知立町大字知立字北引馬野一四番地　至〃愛知郡豊明村大字東阿野	〃九月三十日
一	自〃名古屋市瑞穂区内浜町三丁目一番地　至〃熱田区白鳥町三二番地	〃八月三十一日
一	自三重県四日市市大字河倉川字欠下一七一六番地　至〃大字四日市字蒲六九五番地の一	〃
一	自〃大字浜田南浜二四二五番地の三　至〃大字日永五反田二八三一番地の一	〃
二	自〃妻町大字泊一四四番地　至〃字名倉一九九三番地	〃三月三十一日
二	自〃字春雨三二一〇番地　至〃鈴鹿市汲川原町字郷明三四一番地	〃
二	自〃井田川村大字和田原　至〃鈴鹿郡神辺村大字布気字山ノ下	〃十月十五日
二	自〃関町大字新所字権限　至〃坂下村大字坂下中町	〃九月三十日

国会事項

○衆議院

◉政府委員承認　二月一日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公益事業委員会委員　松永安左ェ門
同　宮原　清
公益事業委員会技術長　平井寛一郎
公益事業委員会経理長　中川　哲郎

◉議案提出　二月一日議員から提出した議案は次の通りである。

自主外交確立に関する決議案（川崎秀二外八十二名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

◉衆議院予備金支出の件報告書受領　二月一日議院運営委員長から昭和二十五年度、昭和二十六年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

○参議院

◉議案受領（予備審査）　二月一日内閣から左の議案が送付された。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

◉議案付託（予備審査）　二月一日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案（閣法第二二号）
通商産業委員会に付託

叙任及び辞令

○内閣

公益事業委員会委員　松永安左ェ門
同　宮原　清
公益事業委員会技術長　平井寛一郎
公益事業委員会経理長　中川　哲郎
大蔵省主計局法規課長　佐藤　一郎
海上保安庁次長　山崎小五郎
備救難部長　松野　清秀
（各通）
経済安定本部総裁　佐々木義武
官房経済計画室長　今泉　兼寛
経済安定本部建設交通局次長　今井田研二郎
同　今井田研二郎
外資委員会事務局長　賀屋　正雄
（物価庁次長心得）
物価庁第一部長　渡辺　逸亀
第十三回国会政府委員を命ずる（二月一日）

○総理府

農林事務官　奥田　孝
科学技術行政協議会専門委員に任命する
同　伊藤　嘉彦
科学技術行政協議会専門委員を免ずる
（以上二月一日）

○文部省

◉昭和二十六年十一月十六日　布川　敏三
文部教官に任命する
◉昭和二十六年十二月十六日　村田　勉雄
文部教官に任命する
◉昭和二十六年十二月十七日　郷原　保
文部教官に任命する
◉昭和二十七年一月一日　加藤　康夫　久保　敬治　河野　信助
（各通）
文部教官に任命する

文部教官　山崎　正雄
国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（二十六年十月二十日）
同　香西　安久
滋賀大学講師に補する（二十六年十一月一日）
同　布川　敏三
三重大学助教授に補する（二十六年十一月十六日）
同　八木　哲治
神戸大学講師に補する（二十六年十二月一日）
同　加藤良太郎
願により本官を免ずる（二十六年十二月十五日）
同　村田　勉雄
大阪学芸大学講師に補する（二十六年十二月十六日）
同　郷原　保
三重大学講師に補する（二十六年十二月十七日）
同　後藤　順蔵　米山　高道　恒川　和夫
（各通）
願により本官を免ずる（二十六年十二月三十一日）
同　加藤　康夫
山梨大学助教授に補する
同　守永　健一
名古屋工業大学助教授に補する
同　西島　養雄
愛知学芸大学助教授に補する
同　林　卓夫
大阪大学助教授に補する
同　久保　敬治
神戸大学講師に補する
同　田所　茂
和歌山大学助教授に補する
同　岡部　茂
鳥取大学助教授に補する
同　河野　信助
長崎大学助教授に補する
同　永井　英夫
熊本大学講師に補する（以上一月一日）
同　琴野　孝
北海道大学助教授に補する（一月十日）

文部事務官　秦　勲
福島大学事務局長に補する
同　鈴木　栄
愛媛大学事務局長に補する（以上一月十一日）
同　高岡　盛男
愛媛大学会計課長事務代理を命ずる（一月十五日）

○運輸省

◉昭和二十七年一月一日
総理府事務官　佐々木忠志
運輸事務官に兼ねて任命する
◉昭和二十七年一月二十三日
経済安定事務官　山内　公猷　細田　吉蔵
（各通）
運輸事務官に任命する
運輸技官に任命する

運輸事務官　佐々木忠志
第二港湾建設部札幌港湾資材事務所長を命ずる（一月一日）
同　村城徳次郎
願に依り本官を免ずる（一月十五日）
同　粟沢　一男
航空庁長官事務代理を免ずる（一月十九日）
同　細田　吉蔵
運輸省鉄道監督局国有鉄道部長に補する（人事院規則八―一一による任用）
同　山内　公猷
運輸省鉄道監督局民営鉄道部長に補する
運輸技官　中村　俊夫
運輸省自動車局整備部長に補する（人事院規則八―一一による任用）
同　磯崎　勉
物価庁へ出向を命ずる
同　築山　閏二
願に依り本官を免ずる（以上一月二十三日）

○電気通信省

電気通信技官　三浦伊登美
施設局施設部検査課長を命ずる
同　高橋　勝
施設局施設部海底線工事課長を命ずる（以上人事院規則八―一一による任用）
同　米沢　滋
施設局施設部海底線工事課長事務取扱を免ずる（以上一月三十日）

○最高裁判所

東京高等裁判所判事事務代理　柳川　昌勝
同　渡辺　葆
同　松田　二郎
同　大江　保直
同　斎藤　直一
同　中島登喜治
同　藤江忠二郎
同　浜田　潔夫
同　小中　公毅
同　下村　三郎
同　藤島　利郎
同　花輪三次郎
同　中村　光三
同　近藤　隆蔵
同　大塚今比古
同　三宅富士郎
同　中野　保雄
同　稲田　耀
同　佐伯　顯二
同　吉田常次郎
同　浜田宗四郎
東京地方裁判所判事事務代理　鈴木　忠五
同　長谷川成二
同　白河　六郎
同　竹内　信彌
同　小林　健治
同　栗本　一夫
同　仁科　恒彦
同　兼平慶之助
同　浜口清六郎
同　斎藤　孝次
同　山田鵬之助
同　斎藤　二郎
同　相馬　貞一
同　小森　庚子
同　江里口清雄
同　関　重夫
同　鈴木　良一
同　小川　善吉
同　谷口　茂栄
同　千種　達夫
同　脇屋　壽夫
同　豊田　太郎
同　牧野　威夫
横浜地方裁判所判事事務代理　山本　信政
同　篠原　治朗
同　高橋　栄吉
同　本田　等
浦和地方裁判所判事事務代理　村松　稲作
同　伊沢庚子郎
千葉地方裁判所判事事務代理　高根義三郎
同　石井麻佐雄
水戸地方裁判所判事事務代理　川村義比古
同　矢口　毅
宇都宮地方裁判所判事事務代理　真田　穣一
同　菅原　二郎
前橋地方裁判所判事事務代理　河内　雄三
同　山口　恒夫
静岡地方裁判所判事事務代理　戸塚　敬造
同　小島喜一郎
甲府地方裁判所判事事務代理　小田切恒次郎
同　町田　健次
長野地方裁判所判事事務代理　伊藤　顯信
同　飯島　直一
新潟地方裁判所判事事務代理　山村　仁
同　堀切　順
大阪高等裁判所判事事務代理　吉村　正道
同　大野　美稲
田中　正雄
朝山　二郎
三吉　信隆
荻野益三郎
瀬谷　信義
岡　利裕
斎藤　朔郎
富田仲次郎
吉田　正雄
大阪地方裁判所判事事務代理　坂　連雄
山下　朝一
浜本　一夫
乾　久治
佐々木哲蔵
辻　彦一
笠松　義資
兒島　謙二
京都地方裁判所判事事務代理　山口　友吉
宅間　達彦
山田近之助
小川　武夫
小田　春雄
渡辺　常造
神戸地方裁判所判事事務代理　古川　静夫
石井　末一
同　稲島　尚武
同　奥戸　新三
神戸地方裁判所（姫路支部）判事事務代理　前川　透
奈良地方裁判所判事事務代理　玉置寛太夫
大津地方裁判所判事事務代理　山崎寅之助
（各通）

和歌山地方裁判所判事判事 山本武
同 金田宇佐夫
名古屋高等裁判所判事判事 中島奬
同 河野重貞
同 深井正男
同 杉浦重次
名古屋高等裁判所（金沢支部）判事判事 吉村国作
同 広
名古屋地方裁判所判事判事 山口正夫
同 成田薫
同 竹田哲
同 大友要助
同 高橋嘉平
同 荒木辰生
同 柳沢節夫
同 牧二
津地方裁判所判事判事 坂本淳吉
同 伊藤彰
同 鷲見勇平
福井地方裁判所判事判事 吉田彰
同 滝川重郎
金沢地方裁判所判事判事 山田義盛
同 北野孝一
富山地方裁判所判事判事 水上尚信
広島高等裁判所判事判事 伏見正保
同 柳田朗則
広島地方裁判所判事判事 三宅芳郎
同 藤堂真二
同 渡辺雄
山口地方裁判所判事判事 藤井寛
岡山地方裁判所判事判事 井上開了
同 村木友市
同 永見真人
鳥取地方裁判所判事判事 和田邦康
松江地方裁判所判事判事 尾坂貞治

福岡高等裁判所判事判事 小野謙次郎
同 谷本寛
同 筒井義彦
福岡地方裁判所判事判事 野田三矢
同 高原太郎
同 高次三吉
福岡地方裁判所（小倉支部）判事判事 中村平四郎
同 吉川円平
佐賀地方裁判所判事判事 相島一之
長崎地方裁判所判事判事 林善助
同 西岡稔
大分地方裁判所判事判事 仲武雄
熊本地方裁判所判事判事 東亮明
同 佐藤均
鹿児島地方裁判所判事判事 美坂金治
同 鹿島重夫
宮崎地方裁判所判事判事 天野清治
仙台高等裁判所判事判事 谷本仙一郎
同 大野正太郎
同 鈴木願次郎
仙台地方裁判所判事判事 松尾巌
同 中兼謙吉
同 斎藤勝雄
福島地方裁判所判事判事 斎藤規矩三
山形地方裁判所判事判事 斎藤允
盛岡地方裁判所判事判事 大竹敬喜
秋田地方裁判所判事判事 百武一
同 小田倉勝衛
青森地方裁判所判事判事 新妻太郎
札幌高等裁判所判事判事 浅野英明
同 藤田和夫
同 黒田俊一

部の事務を総括するものに指名する（一月一日）

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第四五四号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）

一、一組 竿
一、一枚 上衣
一、一枚 国防色
一、一打 ビソセット
一、一個 コッパクト
一、一足 黒ズック靴
一、一枚 （中島信之同）
一、一枚 （氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、一枚 換価金 四一一円
一、一枚 保管金 二百円
一、同 （同）

岩国区検察庁

○昭和二十六年押第一八六号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、一枚 手提籠 四三三円

帯広区検察庁

○昭和二十六年領第四五四号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）

一、一枚 換価金 四三三円

札幌地方裁判所判事判事 猪股蕉
同 鈴木進
函館地方裁判所判事判事 岩崎善四郎
旭川地方裁判所判事判事 山口昇
同 山崎益男
釧路地方裁判所判事判事 三橋弘
高松高等裁判所判事判事 前田寛
高松地方裁判所判事判事 清田清四郎
同 野田佩四郎
徳島地方裁判所判事判事 谷弓雄
高知地方裁判所判事判事 森本正
松山地方裁判所判事判事 石丸友二郎

○同押第一八七号（同）
○同押第一八八号（同）
○同押第一八九号（同）
○同押第一九〇号（同）
○同押第一九一号（同）
○同押第一九二号（同）
○同押第一九三号（同）
○同押第一九四号（同）
○同押第一九五号（同）
○同押第一九六号（同）
○同押第一九七号（同）
○同押第一九八号（同）
○同押第一九九号（同）
○同押第二〇〇号（同）
○同押第二〇一号（同）
○同押第二〇二号（同）
○同押第二〇三号（同）
○同押第二〇四号（同）
○同押第二〇五号（同）
○同押第二〇六号（同）
○同押第二〇七号（同）
○同押第二〇八号（同）
○同押第二〇九号（同）
○同押第二一〇号（同）
○同押第二一一号（同）
○同押第二一二号（同）
○同押第二一三号（同）
○同押第二一四号（同）
○同押第二一五号（同）
○同押第二一六号（同）
○同押第二一七号（同）
○同押第二一八号（同）
○同押第二一九号（同）
○同押第二二〇号（同）
○同押第二二一号（同）
○同押第二二二号（同）
○同押第二二三号（同）
○同押第二二四号（同）
○同押第二二五号（同）
○同押第二二六号（同）
○同押第二二七号（同）
○同押第二二八号（同）
○同押第二二九号（同）
○同押第二三〇号（同）
○同押第二三一号（同）
○同押第二三二号（同）
○同押第二三三号（同）
○同押第二三四号（同）
○同押第二三五号（同）
○同押第二三六号（同）
○同押第二三七号（同）
○同押第二三八号（同）
○同押第二三九号（同）
○同押第二四〇号（同）
○同押第二四一号（同）
○同押第二四二号（同）
○同押第二四三号（同）
○同押第二四四号（同）
○同押第二四五号（同）
○同押第二四六号（同）
○同押第二四七号（同）
○同押第二四八号（同）
○同押第二四九号（同）
○同押第二五〇号（同）
○同押第二五一号（同）
○同押第二五二号（同）
○同押第二五三号（同）
○同押第二五四号（同）
○同押第二五五号（同）
○同押第二五六号（同）
○同押第二五七号（同）
○同押第二五八号（同）
○同押第二五九号（同）
○同押第二六〇号（同）
○同押第二六一号（同）
○同押第二六二号（同）
○同押第二六三号（同）
○同押第二六四号（同）
○同押第二六五号（同）
○同押第二六六号（同）
○同押第二六七号（同）
○同押第二六八号（同）
○同押第二六九号（同）
○同押第二七〇号（同）
○同押第二七一号（同）
○同押第二七二号（同）
○同押第二七三号（同）
○同押第二七四号（同）
○同押第二七五号（同）
○同押第二七六号（同）
○同押第二七七号（同）
○同押第二七八号（同）
○同押第二七九号（同）
○同押第二八〇号（同）
○同押第二八一号（同）
○同押第二八二号（同）
○同押第二八三号（同）
○同押第二八四号（同）
○同押第二八五号（同）
○同押第二八六号（同）
○同押第二八七号（同）
○同押第二八八号（同）
○同押第二八九号（同）
○同押第二九〇号（同）
○同押第二九一号（同）
○同押第二九二号（同）
○同押第二九三号（同）
○同押第二九四号（同）
○同押第二九五号（同）
○同押第二九六号（同）
○同押第二九七号（同）
○同押第二九八号（同）
○同押第二九九号（同）
○同押第三〇〇号（同）
○同押第三〇一号（同）
○同押第三〇二号（同）
○同押第三〇三号（同）
○同押第三〇四号（同）
○同押第三〇五号（同）
○同押第三〇六号（同）
○同押第三〇七号（同）
○同押第三〇八号（同）
○同押第三〇九号（同）
○同押第三一〇号（同）
○同押第三一一号（同）
○同押第三一二号（同）
○同押第三一三号（同）
○同押第三一四号（同）
○同押第三一五号（同）
○同押第三一六号（同）
○同押第三一七号（同）
○同押第三一八号（同）
○同押第三一九号（同）
○同押第三二〇号（同）
○同押第三二一号（同）
○同押第三二二号（同）
○同押第三二三号（同）
○同押第三二四号（同）
○同押第三二五号（同）
○同押第三二六号（同）
○同押第三二七号（同）
○同押第三二八号（同）
○同押第三二九号（同）
○同押第三三〇号（同）
○同押第三三一号（同）
○同押第三三二号（同）
○同押第三三三号（同）
○同押第三三四号（同）
○同押第三三五号（同）
○同押第三三六号（同）
○同押第三三七号（同）
○同押第三三八号（同）
○同押第三三九号（同）
○同押第三四〇号（同）
○同押第三四一号（土橋弥良蔵詐欺事件）

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第九二九号（前田峯子食糧管理法違反被疑事件）

一、一枚 換価金 一百四十一円七十八銭（硬精米）

○同領置第九四三号（安田とみゑ臨時物資需給調整法違反被疑事件）

一、一枚 換価金 一百三十六円（いりこ）

松江区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十二年押第五六六号（小泉福郎殿場法違反事件）

一、一挺 薪割斧
一、一枚 肉切庖丁
○同押第六一一号（須崎柏太郎窃盗事件）
一、一枚 十円紙幣
一、一枚 五十円紙幣
一、一枚 五十銭紙幣
○同押第六九九号（須藤柏太郎同）
一、一枚 現金 五百十円六十銭
一、一個 革製サイフ
一、一本 ベルト
一、一本 タオル
一、一足 靴下
一、一個 メガネ
一、一本 ズボン
一、一足 風呂敷
○同押第八二三号（正田義夫同）
一、一枚 木綿袋
○同押第九七九号（石田喜平同）
一、一枚 黒皮製二ツ折財布
一、一枚 現金 千三百円
一、一個 黒皮製葵口
一、一枚 現金 百二十円七銭
一、一個 麻草入ケース
一、一冊 黒表紙手帳
○昭和二十五年押第九七四号（浜三男贓物保管等事件）
一、一個 刻煙草入
○同押第一五四号（田代ハツエ食糧管理法違反事件）
一、一枚 米 換価金 千百四十七円
二、一枚 シート
○同押第一四七一号（被疑者不詳同）
一、一枚 米 換価金 七百七十九円
○昭和二十六年押第一六五号（同）
一、一枚 九百三十二円

○同押第二一七号（原喜三郎外一名窃盗事件）
一、一枚 務上横領事件）
一、一枚 家屋売渡契約書
一、一枚 領収書
一、一枚 家屋売買契約書
一、一枚 食糧管理法違反事件）
一、一枚 入通帳
○同押第三五二号（杉山正詐欺事件）
一、一枚 約束手形額面 五十万円
○同押第三五八号（志賀福三郎窃盗事件）
一、一枚 酒類販売状況報告
○同押第六七号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、一枚 風呂敷
○同押第六一一号（井上定夫横領事件）
一、一個 腕巻時計
○同押第七五九号（鈴木信一殺人未遂事件）
一、一挺 出刃庖丁
○昭和二十五年押第八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、一枚 米等 換価金 五千二百三円五十銭
○同押第二千八百円八十銭
○同押第四六号（同）八千八十七円八十銭
○同押第二二五号（同）八千八十七円八十銭
○同押第二二六号（同臨時物資需給調整法違反事件）
一、一枚 魚類 換価金 二百五十五円六十四銭
○同押第二一一号（同）
○同押第五千九十七円七十九銭
○同押第二八九号（同）
○同押第二八九号（同）
○同押第二八九号（同）

昭27.2.4.

第7520号

○内閣官房令第二十四号
警察予備隊令第二十号の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第二十五号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第二十六号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第二十七号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第二十八号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第二十九号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十一号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十二号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十三号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十四号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十五号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十六号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十七号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十八号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第三十九号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十一号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十二号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十三号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十四号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十五号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十六号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十七号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十八号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第四十九号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十一号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十二号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十三号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十四号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十五号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十六号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十七号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十八号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第五十九号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十一号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十二号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十三号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十四号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十五号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十六号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十七号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十八号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第六十九号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第七十号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第七十一号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第七十二号
警察予備隊令の一部を改正する政令
警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号を次のように改める。
二　第二十条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。
○内閣官房令第七十三号
国家公務員の給与に関する政令の一部を改正する政令
国家公務員の給与に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号を次のように改める。
二　第二条第二項第二号の二に掲げる物品を除く。
附　則
この政令は、公布の日から施行する。

昭27. 2. 4.　第7520号

○同領第三三五号（同）
○同領第三三五号（同）
○同領第三三五号（同）

昭27.2.4. 第7520号

○昭和二十六年押第九七八号（島田みつ食糧管理法違反事件）
一、換価金　千八百五十二円
○同押第九七七号（吉田春吉同）
一、同　三千七百二十円
○同押第九六八号（三浦孫八窃盗事件）
一、メリヤスシャツ　一枚
○同押第九四八号（森田信治古物営業法違反事件）
一、手帳　一冊
○同押第九四四号（池田喜代治暴行事件）
一、白色シャツ　一枚
○同押第九四二号（中西常三郎傷害事件）
一、荷馬車用立陣　一本
○同押第八〇〇号（田中敏美同）
一、蒲刃庖丁　一丁
○同押第六〇六号（宮川孝一暴行、器物毀棄事件）
一、白衣　一枚
一、擦燈　一個
○昭和二十五年押第四二六号（木村静一郎代家賃統制令違反事件）
一、雑記帳　一冊
○昭和二十六年押第一〇八〇号（大本キヨ食糧管理法違反事件）
一、換価金　千七百十三円
○同押第一〇八六号（氏名不詳同）
一、同　千四百八十四円
二、布袋　一枚
三、リュックサック　一個
○同押第一〇八七号（同）
一、換価金　千七十円
二、風呂敷　二枚
三、白色リュックサック　一個
四、布袋　二枚
○同押第一〇七七号（同）
一、換価金　二千七百十三円
○同押第一〇七六号（同）
一、現金　千六十六円
二、窃盗事件）
一、中古長靴　一足
○昭和二十年押第九七八号（島田みつ食糧管理法違反事件）
一、換価金　千八百五十二円
○同押第九七七号（吉田春吉同）
一、同　三千七百二十円
○同押第九六八号（三浦孫八窃盗事件）
一、メリヤスシャツ　一枚
○同押第九四八号（森田信治古物営業法違反事件）
一、手帳　一冊
○同押第九四四号（池田喜代治暴行事件）
一、白色シャツ　一枚
○同押第九四二号（中西常三郎傷害事件）
一、荷馬車用立陣　一本
○同押第八〇〇号（田中敏美同）
一、蒲刃庖丁　一丁
○同押第六〇六号（宮川孝一暴行、器物毀棄事件）
一、白衣　一枚
一、擦燈　一個
○昭和二十五年押第四二六号（木村静一郎代家賃統制令違反事件）
一、雑記帳　一冊
○昭和二十六年押第一〇八〇号（大本キヨ食糧管理法違反事件）
一、換価金　千七百十三円
○同押第一〇八六号（氏名不詳同）
一、同　千四百八十四円
二、布袋　一枚
三、リュックサック　一個
○同押第一〇八七号（同）
一、換価金　千七十円
二、風呂敷　二枚
三、白色リュックサック　一個
四、布袋　二枚
○同押第一〇七七号（同）
一、換価金　二千七百十三円
○同押第一〇七六号（同）
一、現金　千六十六円
二、中古長靴　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。豊岡区検察庁
○昭和二十六年押第二三〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　三千二百六十五円
二、トラック　二ケ
三、布袋　七枚
四、風呂敷　一枚
五、シャツ　一ケ
六、ハンカチ　三枚
○同押第二八〇号（同）
一、換価金　二千二百三十八円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第二八一号（同）
一、換価金　五百四十八円
二、布袋　二枚
三、買物かご　一ケ
○同押第二八二号（同）
一、換価金　八百六十六円
二、布袋　二枚
○同押第二八三号（同）
一、換価金　二千四十九円十七銭
二、風呂敷　二枚
三、布袋　三枚
○同押第二八四号（同）
一、換価金　一千七百四十五円九十六銭
二、布袋　四枚
○同押第二八五号（同）
一、換価金　一千九百二十円九十六銭
二、布袋　五枚
三、セメント紙袋　一枚
四、ブリキ罐　一ケ
五、風呂敷　一枚
○同押第二八六号（同）
一、換価金　千二百三十一円
二、布袋　五枚
○同押第二八七号（同）
一、換価金　千六百二十円
二、布袋　二枚
○同押第二八八号（同）
一、換価金　二千九百十三円
二、布袋　五枚
○同押第二八九号（同）
一、換価金　二千九百十一円
二、布袋　二枚
○同押第二九〇号（同）
一、換価金　二千九百十三円
二、布袋　五枚
○同押第二九一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第二九二号（同）
一、換価金　二千九百十八円
二、布袋　五枚
○同押第二九三号（同）
一、換価金　二千九百十一円
二、布袋　五枚
○同押第二九四号（同）
一、換価金　二千九百十八円四十二銭
二、布袋　五枚
○同押第二九五号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
二、布袋　五枚
○同押第二九六号（同）
一、換価金　二千九百十八円
二、布袋　五枚
○同押第二九七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第二九八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第二九九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇〇号（同）
一、換価金　二千六百十五円
二、布袋　五枚
○同押第三〇一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三〇九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三一八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第三一九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三二八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
二、布袋　五枚
○同押第三二九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第三三五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三三九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三四九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三五九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三六九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三七八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第三七九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三八九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第三九九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四〇九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四一八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四一九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二七号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四二八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四二九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四三五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四三九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四六号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四四七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四四九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四五五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四五九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六二号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四六三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四六九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四七五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四七九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八二号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四八三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四八九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第四九五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第四九九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五〇五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五〇九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五一五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五一九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五二五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五二九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五三五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五三九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四二号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五四三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五四五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五四九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五二号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五五三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五五五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五五九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六二号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五六三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五六五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五六九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五七八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五七九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五八五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五八九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第五九五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第五九九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六〇五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六〇九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六一五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六一八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六一九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二七号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六二八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六二九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六三五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六三八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六三九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六四五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六四九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六五五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五八号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六五九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六二号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六六三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六四号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六六八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六六九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六七五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六七八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六七九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八一号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八二号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八三号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八四号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六八五号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八六号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八七号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六八八号（同）
一、換価金　二千三百二十八円
○同押第六八九号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押第六九〇号（同）
一、換価金　二千九百十四円
二、布袋　五枚
○同押

第7520号

○工場財団

静岡県焼津市四丁目九番地東京都千代田区神田駿河台四丁目二番地

株式会社より同所所在同社パルプ工場に属する土地建物及び機械器具工作物等に対し抵当権を有する者に対し債務の弁済をしないために競売の申請があつたから同財団に属すべき動産の一切を目録に掲げ競売に付し売得金を債権者に配当する。

目録

一　パルプ製造機械一式

昭和二十七年二月四日

静岡地方法務局出張所

○外務省公告

昭和二十七年二月四日

外務省

大蔵省公告

○当せん金附証票の発売について

当せん金附証票の発売について、当せん金附証票法（昭和23年法律第144号）第6條第2項の規定によつて公告します。

なお、受託希望銀行は所定の申請書に申請して下さい。

昭和27年2月4日　大蔵省

1 名称　昭和27年政府第3回短期宝くじ及び政府第3回短期宝くじの発売について

2 発売総額　昭和27年政府第3回宝くじ　165,000,000円
　　同政府第3回短期宝くじ　75,000,000円

3 賞金額　昭和27年政府第3回宝くじ　30円
　　同政府第3回短期宝くじ　50円

4 発売期間　昭和27年政府第3回宝くじ　昭和27年3月6日から同月26日まで
　　同政府第3回短期宝くじ　昭和27年3月1日から同月12日まで

5 最高当せん金額　2,000,000円

6 発売手数料　賞金額の $\frac{9}{100}$

7 当せん金支払手数料

当せん金	1,000円以上のもの	賞金額の $\frac{1}{1000}$
〃	100円以上のもの	賞金額の $\frac{2}{1000}$
〃	100円未満のもの	賞金額の $\frac{2}{100}$

但し、上位賞金額の支払手数料が下位賞金額の支払手数料より低額のばあいは、これを同額までこれを引上げる。

8 買受申請期間　昭和27年2月9日

昭和27年2月4日　大蔵省

裁判所公告（●印は新掲分）

○押収物還付公告

長野家庭裁判所松本支部

左記押収物について少年法第24条第1項の決定があつたので、同法第31条第1項の規定により、これを還付する。

記

一、事件番号　昭和二十六年少第四八六号（昭和二六年押第四〇号）

一、還付物件　金一〇キログラム

右換価代金　四百七十八円也

長野家庭裁判所

○公告

左記押収物について少年法第24条第1項の決定があつたので、同法第31条第1項の規定により、これを還付する。

記

一、換価代金　三千三百五十八円也

昭和二十六年（家）第七七七号（昭和二十六年少第七七七号）食糧管理法違反保護事件

右換価代金　三千三百五十八円也

長野家庭裁判所

○押収物還付公告

左記押収物について少年法第24条第1項の決定があつたので、同法第31条第1項の規定により、これを還付する。

記

一、換価代金　一千六百七十二円也

昭和二十六年（家）第六〇三号（昭和二六年少第六〇三号）食糧管理法違反保護事件

右換価代金　一千六百七十二円也

大阪市北区南森町二番地

○相続財産管理人選任

●本籍　大阪市北区南森町二番地の一

最後の住所　吹田市大字藤白二百五十三番地

死亡した者の本籍住所及び年月日　昭和二十四年五月二十日

出生の場所　大阪市北区南森町二番地の一

職業　無職

相続人　亡　車戸まどか

昭和五年一月十六日生

右昭和二十六年（家）第四〇五〇号相続財産管理人選任申立事件につき利害関係人三浦和三郎の財産管理人選任を公告する。

昭和二十七年一月二十六日

大阪簡易裁判所

○同保第三六九号（同（少）第九七三号）食糧管理法違反保護事件

1、同　入百三十九円也

○同保第三〇九号（同（少）第六六三号）食糧管理法違反保護事件

1、同　三千三百八十五円也

○同保第三五三号（同（少）第九三九号）食糧管理法違反保護事件

1、同　三千八百十九円也

○同保第三三五号（同（少）第七八号）食糧管理法違反保護事件

1、同　二千四百四十二円也

○同保第三〇七号（同（少）第四五号）食糧管理法違反保護事件

1、同　二千四百四十八円也

○同保第三四五号（同（少）第七三七号）食糧管理法違反保護事件

1、同　二千三百十六円也

○同保第三六六号（同（少）第九七二号）食糧管理法違反保護事件

1、同　三千七百十一円也

○同保第三七五号（同（少）第八〇一号）食糧管理法違反保護事件

1、同　三千七百十一円也

○同保第三五六号（同（少）第八五一号）盗犯等防止法違反保護事件

1、白広告プラース　一枚

2、白セーター（ビンク色）　一枚

○同保第三五五号（同（少）第四九一号）食糧管理法違反保護事件

1、換価代金　一千八百四円也

○同保第三九五号（同（少）第六〇三号）食糧管理法違反保護事件

1、同　三千七百十二円也

○相続財産管理人選任

●本籍　大阪市北区南森町二十九番地の一

最後の住所　吹田市大字藤白二百五十三番地

死亡した者の本籍住所及び年月日　昭和二十四年五月二十日

出生の場所　大阪市北区南森町二番地の一

職業　無職

相続人　亡　車戸まどか

昭和五年一月十六日生

右昭和二十六年（家）第四〇五〇号相続財産管理人選任申立事件につき利害関係人三浦和三郎の財産管理人選任を公告する。

昭和二十七年一月二十六日

大阪簡易裁判所

○相続財産管理人選任

●本籍　大阪市西区江戸堀上通一丁目二十五番地日本海上ビル三階

最後の住所　高川敏を

選任する。

昭和二十七年一月二十六日

大阪簡易裁判所

○鉱業法通告

二四本籍東京都杉並区荻窪二丁目三十二百番地、住所東京都三鷹市下連雀十六番地

申立人　本人の表

右の者に対し鉱業法第三四条第一項の規定により鉱業権の取消しを通告する。

昭和二十七年一月十日

東京鉱業警察局長　辻　宮雄

○鉱業法通告

●昭和二十六年（家）第一四四四号

本籍並びに住所　高崎市上伝馬町十二番地の二

大正二年三月十二日生

右の者に対し鉱業法第三四条第一項の規定により鉱業権の取消しを通告する。

昭和二十七年一月二十四日

高崎簡易裁判所

○鉱業法通告

二四本籍東京都杉並区荻窪二丁目三十二百番地、住所東京都杉並区荻窪二丁目三十五番地

申立人　本人の表

右の者に対し鉱業法第三四条第一項の規定により鉱業権の取消しを通告する。

昭和二十七年一月十日

東京鉱業警察局長　辻　宮雄

○鉱業法通告

●昭和二十六年（家）第一四四四号

本籍並びに住所　高崎市上伝馬町十二番地の二

大正二年三月十二日生

右の者に対し鉱業法第三四条第一項の規定により鉱業権の取消しを通告する。

昭和二十七年一月二十四日

高崎簡易裁判所

○鉱業法通告

二四本籍東京都杉並区荻窪二丁目三十二百番地、住所東京都杉並区荻窪二丁目三十五番地

申立人　本人の表

右の者に対し鉱業法第三四条第一項の規定により鉱業権の取消しを通告する。

昭和二十七年一月十日

東京鉱業警察局長　辻　宮雄

○鉱業法通告

●昭和二十六年（家）第一四四四号

本籍並びに住所　高崎市上伝馬町十二番地の二

大正二年三月十二日生

右の者に対し鉱業法第三四条第一項の規定により鉱業権の取消しを通告する。

昭和二十七年一月二十四日

高崎簡易裁判所

昭27. 2. 4. 第7520号

昭和二十六年(へ)第一号
兵庫県西宮市千歳町二十九番地
申立人 五十田吾良
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月五日右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月五日
阿倍野簡易裁判所
裁判官 小林貘作

(別紙)
証券の表示
近畿日本鉄道株式会社株式一百株十株券十枚
額面金額 金五百円也
拂込金額 一株に付金五十円也
記号番号 子自第六一六五四号至第六一六五七号四枚、丑自第三六六六五号二枚、寅自第三五五六六六号至第三五五六九号四枚
発行者 近畿日本鉄道株式会社
最終株主 久井静子
最終所持者 五十田吾良

西宮市大井手町二三番地
申立人 大塚幸之助
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十月三十日午前十時の期日迄に権利を届出て且つ右株券を提出するものがなかつたから申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月三十日
西宮簡易裁判所
裁判官 庄田秀鷹

(別紙)
目録
辰馬本家酒造株式会社株式四百五十株
(イ)旧株式一百株券二枚(ロ)同十株券十枚(ハ)第三新株式一百株券一枚(ニ)同十株券五枚
株券の額面金額 (イ)(ハ)五千円(ロ)(ニ)五百円
株式の拂込金額 一株に付金五十円
記号及び番号 (イ)併乙第七二号、併乙第七三号(ロ)自併丙第八二号至併丙第八四号、自併丙第二四八号至併丙第二五四号(ハ)第三新乙第一四一号(ニ)自第三新丙第二一六号至第三新第二二〇号
発行者 辰馬本家酒造株式会社取締役社長辰馬力

発行日 (イ)(ロ)昭和十九年六月一日(ハ)(ニ)昭和二十三年十二月一日
最終の株主 大塚幸之助
綾部市青野吉美前 同 塙 吉郎
綾部市 同 森本 丈衛

岐阜県本巣郡七郷村上尻毛三七八番地
申立人 村瀬甲子司
別紙目録表示の株券に付申立人等の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十月三十日午前九時の期日迄に権利を届出且つ右株券を提出する者がなかつたから申立人等の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月三十日
綾部簡易裁判所

(別紙)
目録
郡是製糸株式会社株券一百株券二枚但し
記号番号 A第一〇七〇八号、A第一〇七〇九号
額面金額 金五千円也(一株の金額五十円也)
拂込金額 金五千円也(株金全額拂込済)
株券発行年月日 昭和二十四年三月二十日
株式名義人 村瀬甲子司
株式会社株券一百株券一枚
但し
記号番号 A第三二〇九九号
額面金額 金五千円也(一株の金額五十円也)
拂込金額 金五千円也(株金全額拂込済)
株券発行年月日 昭和二十五年四月二十五日
株式名義人 塙吉郎
株式会社株券五十株券一枚
但し
記号番号 B第五二五三号
額面金額 金二千五百円也(一株の金額五十円也)
拂込金額 金二千五百円也(株金全額拂込済)
株券発行年月日 昭和二十五年四月二十五日
株式名義人 塙吉郎

昭和二十六年(へ)第一号
大阪市南区長堀橋筋二丁目二十番地
申立人 利倉 清
別紙目録記載の貨物引換証につき当裁判所は公示催告を為したところ昭和二十六年十月三十日午前九時の期日までに権利の届出を為し且つ貨物引換証の提出をする者がないから申立人の申立により右貨物引換証の無効を宣言する。
昭和二十六年十月三十日
佐世保簡易裁判所

(別紙)
目録
一貨物引換証 第九四九九号一枚
作成年月日 昭和二十六年二月二十二日
荷送人住所氏名又は商号 大阪市南区長堀橋筋二丁目、利倉幸商店
荷受人住所氏名又は商号 長崎県佐世保市高砂町四八、三宅組
品名荷造個数記号 リノリューム延包三箇也荷造包装の儘受託
重量又は容積 六百六十瓩
運送方法 小口混入扱
運送品価格 金二十万円也
運賃料金 金二千三百九十円也
引換証発行手数料 金四十円也
支拂方法 運賃料金諸掛金及び引換証発行手数料元拂
到着地及び著扱店名 佐世保線佐世保駅
本運送株式会社保証加盟店
発送取扱駅所名 大阪市港町

昭和二十六年(へ)第一号
熊本県八代郡千丁村大字新牟田千六十一番地
申立人 有限会社松永全司商店
右代表者取締役 松永 政吉
別紙表示の貨物引換証(二通)に付当裁判所は申立人の申立によつて公示催告をしたが昭和二十六年十月三十一日午前十時の期日までに権利の届出と貨物引換証の提出をする者がなかつたから申立人の申立により右貨物引換証の無効を宣言する。
昭和二十六年十月三十一日
八代簡易裁判所
裁判官 緒方豊穂

(別紙)
貨物引換証
一作成年月日 昭和二十五年六月二十九日
記号番号 梅小路第二一一七号
荷送人 京都市富小路三條角山川株式会社
荷受人 熊本県八代郡千丁村新牟田松永全司
品名荷造個数 學糸用旧立糸孤包四箇
重量 一六五瓩
運送方法 混載
運送品価額 三万千九百六十円也
引換証発行手数料 四十円也
運送料金諸掛金及び引換証発行手数料
支拂方法 着拂
証券作成地 京都市
発送取扱駅方名 梅小路駅
裏面記載約款第十四條に依る保険申込の有無 ワム三八一一熊本中継
記事 別途運送保険付
右運送品正に受取候に付裏面記載の約款に依り取扱貴殿又は貴殿の指図人へ此の貨物引換証と引換に着扱店に於て御引渡可申候
京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上仲町官有地、日本通運株式会社
梅小路支店支店長井上角次
山川株式会社殿
貨物引換証
一作成年月日 昭和二十五年七月六日
記号番号 濱川第二四五一号
荷送人 神戸市灘区新在家中町一丁目小泉製麻株式会社
荷受人 熊本県八代郡千丁村新牟田松永全司商店
到着地及び著扱店 鹿児島本線千丁駅
日本通運株式会社八代支店千丁営業所
品名 荷造個数 黄麻糸孤包十一箇
重量 四百五十瓩
運送方法 鉄道便小口扱
運送品価額 一万九千円也
運賃料金諸掛金 一千八百五十四円也
引換証発行手数料 四十円也
運賃料金諸掛金及び引換証発行手数料
支拂方法 着拂
証券作成地 神戸市
発送取扱駅方名 東灘駅
裏面記載約款第十四條に依る保険申込の有無 七月六日
記事 駅通第三五五号
右運送品正に受取候に付裏面記載の約款により取扱貴殿又は貴殿の指図人へ此の貨物引換証と引換に着扱店に於て御引渡可申候
神戸市灘区灘北町三丁目一一八の一、日本通運株式会社灘川支店東灘営業所所長伊藤銀次郎

松江市苧町九番地
申立人 牛尾鋭之助
大阪市北区堂島中一丁目三十九番地
右代理人 浅井 稔
一、別紙表示の通り
右証券について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月十日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月二十四日
松江簡易裁判所
裁判官 斎藤卓次郎

(別紙)
目録
株式会社牛尾製作所株式百株、株券一枚
発行者 株式会社牛尾製作所取締役社長牛尾璣
種目 百株券一枚
額面 金五万円也
拂込金額 金五万円也
記号番号 甲第〇〇〇六号
発行年月日 昭和二十四年六月七日
最終株主名義人 牛尾鋭之助

松江市北堀町七十七番地
申立人 中石 益三
大阪市北区堂島中一丁目三十九番地
右代理人 浅井 稔
一、別紙表示の通り
右証券について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月十日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年十月二十四日
松江簡易裁判所
裁判官 斎藤卓次郎

(別紙)
目録
株式会社牛尾製作所株式七十株、株券七枚
発行者 株式会社牛尾製作所取締役社長牛尾璣
種目 十株券七枚
額面 金五千円也
拂込金額 金五千円也
記号番号 内第〇〇七四号乃至第〇〇八〇号
発行年月日 昭和二十四年六月七日
最終株主名義人 中石益三

昭和二十六年(へ)第六一号
大阪市西淀川区御幣島西三丁目九九番地
申立人 中島 孝枝
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

(別紙)
目録
帝国人造絹糸株式会社一百株券一枚
株券額面 金五千円
一株の拂込金 金五千円
記号番号 3A第六五四五二号
最終株主 中島孝枝

昭和二十六年(へ)第六二号
大阪市阿倍野区北田辺町三九七番地
申立人 松田 緑郎
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

(別紙)
目録
大阪商船株式会社株式一百株但し一株券一枚
株券額面 金五千円也
一株の拂込額 金五千円也
記号番号 C三八〇三三号
発行者 大阪商船株式会社
最終株主 松田緑郎
最終所持人 松田緑郎

昭和二十六年(へ)第六三号
大阪市東区北久太郎町三丁目二八番地
申立人 隆祥産業株式会社
右代表取締役 福山 蓉
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

昭和二十六年(へ)第六四号
大阪市東淀川区小松中通一丁目三
申立人 今川 邦夫
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

(別紙)
目録
帝国化工株式会社株式
額面 二千五百円也五十株券四枚
一株の拂込 金五十円也(全額拂込済)
記号番号 帝甲2491 2492 新甲2517 2518
発行日 帝甲昭和十九年七月三十一日、新甲昭和十九年二月二十八日
最終株主 藤家義一

昭和二十六年(へ)第六六号
大阪市東淀川区小松中通一丁目三
申立人 今川 邦夫
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

(別紙)
目録
帝国人造絹糸株式会社株式二百株
種類 一百株券二枚
一株の拂込 金五十円也
額面 各金五千円也
記号番号 3A第一〇一七八五、一〇一七八六号
最終株主所持人 牛尾実

昭和二十六年(へ)第七〇号
西宮市前浜町二七
申立人 白川 隆夫
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

(別紙)
目録
株式会社大林組株式
一種類 株式会社大林組株式
数量 十株券五枚
一株に付拂込 金五十円也
記号番号 新丙第一四八一号、自第一五二六号至一五三三号、自第一五三二号至一五三三号
最終株主 高松三郎

昭和二十六年(へ)第六八号
姫路市白鷺住宅一五六号
申立人 牛尾 実
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

(別紙)
目録
帝国人造絹糸株式会社株式二百株
種類 一百株券二枚
一株の拂込 金五十円也
額面 各金五千円也
記号番号 3A第一〇一七八五、一〇一七八六号
最終株主所持人 牛尾実

昭和二十六年(へ)第七〇号
西宮市前浜町二七
申立人 白川 隆夫
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月七日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十一月七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十六年十一月七日
大阪簡易裁判所

(別紙)
目録
東京都市東山区福稲柿本町
申立人 平井 昭吉
別紙目録表示の小切手に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月七日午前十時の期日迄に権利を届出て且右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月七日
京都簡易裁判所
裁判官 岡本 博

(別紙)
目録
一種類 小切手
番号 第二七六二号
金額 金三万七千円也
振出日 昭和二十四年二月十四日
受取人 平井昭吉
振出地 新潟県
振出人 西塔一甫
支拂銀行 帝国銀行京都支店
最終所持人 平井昭吉

昭和二十六年(へ)第七号
大阪府堺市北三国丘町一の二〇
申立人 米田 稚一
京都市中京区丸太町通油小路東入
右代理人弁護士 永井竹太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月九日
京都簡易裁判所
裁判官 岡本 博

(別紙)
目録
京都市中京区三條通高倉東入柳馨町六十番地、山城無盡株式会社百株券十枚
記号番号 ろ甲自第一七一号至第一八〇号
一枚の額面 五千円也
発行年月日 昭和二十三年十一月十日
最終所持人 大阪府堺市北三国ヶ丘町一の二〇、米田稚一
名義人 同

昭和二十六年(へ)第九号
下関市大字西南部町一六二番地の四
申立人 下関通商株式会社
右代表者取締役 橋本 勲
右申立人から別紙表示の約束手形は公示催告をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年十一月二日午前十時の期日迄に権利の届出と約束手形の提出をするものがないので申立人の申立に基いて右約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二日
神戸簡易裁判所

(別紙)
目録
一証書 約束手形
番号 第二四号
額面 金三百万円
支拂期日 昭和二十六年四月三十日
支拂地、振出地共 神戸市
支拂場所 株式会社神戸銀行本店
振出年月日 昭和二十六年一月三十日
振出人 神戸市兵庫区和田宮通七丁目一番地、中日本重工業株式会社
取締役社長 藤井深造
宛名人 下関市西南部町一六二番地の四(坂本ビル三階)下関通商株式会社

昭和二十六年(へ)第七号
大阪府堺市北三国丘町一の二〇
申立人 米田 稚一
京都市中京区丸太町通油小路東入
右代理人弁護士 永井竹太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月九日
京都簡易裁判所
裁判官 岡本 博

(別紙)
目録
京都市中京区三條通高倉東入柳馨町六十番地、山城無盡株式会社百株券十枚
記号番号 ろ甲自第一七一号至第一八〇号
一枚の額面 五千円也
発行年月日 昭和二十三年十一月十日
最終所持人 大阪府堺市北三国ヶ丘町一の二〇、米田稚一
名義人 同

昭和二十六年(へ)第九号
下関市大字西南部町一六二番地の四
申立人 下関通商株式会社
右代表者取締役 橋本 勲
右申立人から別紙表示の約束手形は公示催告をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年十一月二日午前十時の期日迄に権利の届出と約束手形の提出をするものがないので申立人の申立に基いて右約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二日
神戸簡易裁判所

(別紙)
目録
一証書 約束手形
番号 第二四号
額面 金三百万円
支拂期日 昭和二十六年四月三十日
支拂地、振出地共 神戸市
支拂場所 株式会社神戸銀行本店
振出年月日 昭和二十六年一月三十日
振出人 神戸市兵庫区和田宮通七丁目一番地、中日本重工業株式会社
取締役社長 藤井深造
宛名人 下関市西南部町一六二番地の四(坂本ビル三階)下関通商株式会社

P. 80

第7520号

昭27・2・4・

会社その他の公告

解散公告（第一回）

昭和二十七年一月二十六日

帯広市西二条南十丁目

株式会社　帯広ホテル

代表取締役　[illegible]

解散公告（第一回）

昭和二十七年一月二十日

第7520号

前期繰越金　一、三五七、五五七・九六
当期利益金　一〇、〇九九、五七三・〇三
合計　四二、三〇三、三二九・九一

昭和二十六年十一月
福井県小浜市上竹原一の四
富士興業株式会社

社名変更

当会社は本日附社名を左の通り変更致しました。

昭和二十六年十二月十日
福井県小浜市上竹原一の四
新社名　富士製紙株式会社
旧社名　富士興業株式会社

第十期決算公告
（昭和二十六年十一月三十日現在）

資産の部

固定資産	五、一四五、七五一・五〇
有価証券	一、一〇一、三三〇・〇〇
預金	一、七七二、四〇一・六一
売掛金	七四五、一五九・四六
未収入金	七二、七四六・二五
仮拂金	八〇、二六〇・〇〇
棚卸勘定	二五九、五二三・九三
雑品棚卸勘定	一、八七九、三五八・二七
未経過保険料	三四一、五九五・〇〇
	二〇、一〇五・〇〇
合計	一一、四一八、一二一・二七

負債の部

資本金	四、四〇〇、〇〇〇・〇〇
借入金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	一、〇五二、九五三・四〇
未拂金	一、一五二、八一四・二〇
受託勘定	三五四、四〇〇・〇〇
利益積立金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
資産再評価積立金	二、三六六、五五二・〇〇
納税準備金	一、七一五・〇〇
退職手当準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
貸倒準備金	二、四九四・〇〇
前期繰越益金	一二〇、三六六・三七
当期純益金	一、〇五七、二六・三〇
合計	一一、四一八、一二一・二七

昭和二十六年十二月三十日
広島県双三郡三次町一五五〇の二
吉舎酒造株式会社
取締役社長　福永鉄之助

第八十九期決算公告

貸借対照表
昭和二十六年十一月三十日現在

借方	
流動資産	一五八、一七六、二五二・九七
現金預金	一、三五七、五五七・九六
受取手形	一〇、〇九九、五七三・〇三
売掛金	四二、三〇三、三二九・九一
有価証券	四二、二七七、五六〇・八四
前拂金	四、一三〇、〇〇〇・〇〇
前拂費用	一二、〇一五、三〇六・三一
未決算勘定	一、九七九、六四〇・〇〇
原材料勘定	五七〇、一三一・七〇
製品仕掛品	二八四、〇一八・四〇
固定資産	四、六七九、七〇八・五〇
建物構築物	四一、六一一、四八七・〇二
窯機械装置	五二、六二八、四〇〇・二〇
	五二、〇七七、九八四・一一
	二〇、三五八、二〇三・〇六
	四、七一一、〇一〇・〇〇
	一三、七一四、三六〇・五〇

新発売コピア複写器
特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写
丸星機化工業株式会社
本社　東京都港区西芝浦三ノ二
電話三田(45)0226 5616 3645～6
支社　大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇
電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一二
電話中(24)1625 3920

器具備品	一、一四七、一一〇・〇〇
土地	九、九二七、三三五・六一
建設仮勘定	九八九、四五八・九四
無形固定資産	八六一、三〇六・〇〇
組合出資金	三六九、二〇〇・〇〇
合計	二一〇、二五四、二三七・〇八

流動負債	一四三、一八三、八四五・一一
支拂手形	四四、七六七、〇六〇・〇四
買掛金	八、四二六、三四〇・〇〇
短期借入金	七三、五六三、〇〇〇・〇〇
未拂金	六六九、二七七・三三
前受金	一二、六五七、五一四・九五

第三期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在
貸借対照表

借方	
現金	六〇〇、六五二・七九
預り金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
固定負債	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
長期借入金	五一、〇四九、六二四・〇〇
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一一、八四九、六二四・〇〇
法定積立金	二、三七〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三、五八〇、〇〇〇・〇〇
改良研究費積立金	五〇、〇〇〇・〇〇
退職積立金	三、二〇〇、〇〇〇・〇〇
利益繰越利益金	六、〇二〇、七六七・九七
当期利益金	七四二、九〇一・八〇
合計	五、二七七、八六六・一七
	二〇、二五四、二三七・〇八

桑名市大字江場一九一七番地
三重珐瑯株式会社
取締役社長　富田　孝造

貸方	
現金	七〇、四四六・七四
建物	六三三、七四七・〇〇
土地	九〇、〇〇〇・〇〇
機械装置	一三一、〇二九・〇〇
什器	一三一、一一五・〇〇
建設工事費	二八、三〇八・〇〇
前渡認入金	一五、八八三・八〇
信用金	三〇、五〇〇・〇〇
未定期預金	七〇・〇〇
定期預金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
積立預金	四八、〇〇〇・〇〇
神戸銀行	一五、〇〇〇・〇〇
大阪銀行	七六八、八四七・〇〇
売掛出金	九、九五〇・〇〇
仮拂金	一、六三五、八七〇・〇〇
商品	一一、一八〇・〇〇
製品	一、一八四、七五七・一〇
合計	二二七、三六九・〇〇
	五、二三二、〇七二・六四

貸借	
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
借入金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	一、〇八四、七一七・五〇
未拂金	二二四、三三五・〇〇
前受金	三三、八〇〇・〇〇
損益	二二二、五四〇・〇〇
法定積立金	四〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二五、〇〇〇・〇〇
納税引当金	五・〇〇
従業員退職積立金	二五、〇〇〇・〇〇

当期利益金	五七七、六七五・一四
合計	五、二三二、〇七二・六四

尼崎市元浜町一丁目四五番地
五栄綿業株式会社

第六十三回決算報告書
（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

借方	
現金	五、九五四、八四〇・〇八
預金	四、九九〇、〇〇〇・〇〇
定期預金	六、〇七三、九一三・八〇
受取手形	一八、八九五、一二六・四三
売掛金	三、三〇五、八四〇・九七
拂金	四〇六、七〇四・〇〇
仮拂金	六六八、〇〇〇・〇〇
貸付金	一六、九〇三・〇〇
有価証券	三三、八二四、一二六・〇四
未経過保険料	七、九九五、八七一・七五
棚卸商品	八二、一三一、三二六・〇七
土地建物機械什器	
合計	

貸方	
支拂手形	五、三七二、三三九・〇〇
掛買金	一七、三八四、九八五・六七
借入金	五、一九〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	五六、二一二・〇〇
未拂金	五、一〇〇、〇〇〇・〇〇
未拂配当金	八、五八九・三三
未拂税金	一、四八五、二一一・〇〇
仮受金	四〇、五三七・四〇
当引税金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
対日援助見返資金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	五六八、二〇〇・〇〇
法定積立金	三、四四〇、三九五・〇四
再評価積立金	三、一〇八、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三、八五四、三一八・〇〇
退職慰労積立金	二、二八九、四四二・六六
前期繰越金	二七、二三三、〇九五・九七
当期利益金	八二、一三一、三二六・〇七
合計	

昭和二十六年十二月二十七日
株式会社帝国電線製造所

第七期貸借対照表
昭和二十六年十月三十一日現在

資産の部	
現金及預金	八四三、一二九・四六
未収金	四八九、八九四・三二
仮拂金	六〇三、九九九・〇〇
他社船	二九六、〇七六・二四
什器	一、〇二六、一三六・〇〇
未拂込資本金	七二、八〇六・〇二
繰越損失金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期損失金	一、八〇六、〇五〇・八八
合計	五五、〇〇五、七三七・七九
	六五、一四三、八二九・七一

第三十五期決算公告
昭和二十六年十一月三十日現在
貸借対照表

借方（資産の部）	
土地	二、三三一、一四九・二六
建物	二、一四一・〇〇
預け金	四二八、二四五・一二
現金	二七八、四〇九・五四
未収入金	二三六、〇三五・〇〇
仮拂金	一四九、五四〇・〇〇
什器	四六、四八〇・〇〇
有価証券	八、四〇〇・〇〇
合計	三、四七〇、三九九・九二

貸方（負債の部）	
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	九六、〇〇〇・〇〇
準備積立金	一四七、八〇〇・〇〇
配当引当積立金	二〇、〇〇〇・〇〇
預り金	二〇、三四八・〇〇
仮受金	八四、八九五・〇〇
未拂金	一、二〇七、二二〇・〇〇
前期繰越金	三八、六五二・三二
当期利益金	八五五、四八四・六〇
合計	三、四七〇、三九九・九二

大阪市港区南福崎町一丁目一番地
南福崎土地株式会社

第四期決算公告
昭和二十六年十一月三十日現在
貸借対照表

貸方負債の部	
資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立及準備金	一、〇一七、六三一・〇〇
流動負債	一二、五五八、五七五・一五
前期繰越金	一七二、四一六・八五
当期利益金	二、五〇七、五〇七・三一
合計	一八、二五六、一三〇・三一

借方資産の部	
固定資産	七、七四四、三〇五・六〇
流動資産	九、二八五、〇一六・三八
預金及現金	一、二三六、八〇八・三三
合計	一八、二五六、一三〇・三一

昭和二十七年一月二十五日
大庭硝子工業株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉附録　二十六年十一月三十日付参会附録（その一）三二頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁
電話九段(33)三二一五番　官報課
郵便振替東京一九〇〇〇